

議案第30号 田川市特別職の職員の給料の減額に関する条例の制定について

1 制定理由

中学校給食における異物混入の問題に関し、情報公開の遅れなど、対応の不備により、生徒、保護者を始め関係者の皆様に多大なる御迷惑と不安を与え、教育行政のみならず、市政への信頼を大きく損ねる事態を招いたことに対する管理監督責任を重く受け止め、市長、副市長及び教育長の給料の額を特例期間において減額するものである。

2 減額の内容

(1) 給料月額の様況

(単位：円)

	現行額	減じる額	減額後の額
市長	769,000	76,900 (▲10%)	692,100
副市長	672,000	33,600 (▲5%)	638,400
教育長	607,000	60,700 (▲10%)	546,300

(2) 適用期間

平成30年4月1日から平成30年5月31日まで

(3) 施行日

平成30年4月1日

3 減額による影響額

△342,400円

4 条例案 別紙(P5)

## 田川市特別職の職員の給料の減額に関する条例

田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号。以下「特別職給与条例」という。）の適用を受ける特別職の職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間において、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、特別職給与条例第2条に規定する給料月額から、当該給料月額に、市長及び教育長にあつては100分の10を、副市長にあつては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、その期間において支給される退職手当の計算の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第2条に規定する額とする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## （この条例の失効）

- 2 この条例は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。